

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄復帰準備委員会（代表代理会議）①

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄復帰準備委員会, 代表代理会議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43740

昭四五年四月

ソカヒ 万大 阪

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

286

電信写

大政事外儀官
務務 典房
次次 長長
官官 儀儀
儀儀 厚計
書文 会營給
費費
園資 長價移屏
調析企
参領旅移

総番号(TA) 16132
70年4月7日 13時48分 ナ 1省 務 米北
70年4月7日 14時36分 本 省 務 務

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

準マク号 平

往電準マク号に付し

ク日アド・ホックに代理会議を南催(エマホ、
空陽、瀬長出席)、空陽より東京出張につき
概略を報告した後、次回は10日とし、それ
までの合同事務局等の共通問題につき具体
案を得て正式に討議することとした。

なお、準備委員会として何らかの形式に
よりプレスオフィサーを設けることが望ま
しいことを吉方より提案したところ、適切

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なアイデアであるとして早急に検討すること
と存つた。

(7)

- 2 -

外務省

ア 参地中東
長 北真西
米長 参一保
中南 参一二
歐 参西東洋
西東

近ア 参書近ア
長 次総経国万

長 参賢統
経協 参政技二
長 国一理
条 参案協規

長 参政経科
情 軍社專
長 参道内外
文 一二

坂 行 成 19

685 外務省電信 (4/10日付 10号) (案) (分類) (関係) (注)

秘密表示 (仮記・秘の未印)	符号表示	総第	号
秘	略 略 平	17799	
	第	号	
	4		
		昭和	4年4月6日
			1929
	大至急	至急	普通 LTF
			発電係 2

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北 / 昭和4年4月4日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-------------------------------	--

協賛先

官房参事官 会計課長
官房書記官 総務室長
主計室

在 那 覇 高 潮 大 使 臨時代理大使
総領事 代理 吉川 大臣 発

電 報 在 大 使 臨時代理大使
総領事 代理 吉川 大臣 発

件名 合同事務局の組織及び準備委共通経費

貴信第19号に用し、

1. 合同事務局の組織及び所掌事務に用し
2. 項及び3. 項に「要員」の解句は、
交換公文の2. 項に言及し、代表を補
佐の補助要員と混同、誤解を招く

享 濟

6 145
80

(※印刷内は電信録記入)

昭和四三七一改正

昭和四三七一改正

GB-1

(注) 留陽次長の説明は「要員」
(英訳各は personnel, 但し3項の事務局長... と指定した「要員」は person とする)

おそれか、おそれ、おそれ「要員」と
訂正し、また2. 項の「準備委員会」の
会議に於いて定められた、9. 5. 「の
会議」を削除の上(従って、準備委員会
に於いてと続く)、採択に2. 差支之取
2. 準備委の運営に用いた共通経費の
分担方法及び経理については、冒頭
貴信の案を通り採択に2. 差支之取

予算額七〇〇千円(日米打合) 主計室 吉川

GB-3

外務省

ソビエト連邦 万大 博阪

大政外務省
事務次長 典房
官官審長 長
係係人員 (計
係文会管給

国参
資参
長参
領参
移参

ア 参地中東
長 北東
参北北
中南
参一
参西東
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国万

長 参真統
経 参政技二
協 国一理
長 参参協
国 参政経科

長 参社專
管 参道内外
長 文長 一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

787

電信写
総番号(TA) 16951 主管
70年4月10日 15時25分 ナハ 飛 米北1
70年4月10日 18時27分 本省 着

外務大臣殿 賀頼 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

準才10号 平
往電準才7号に關し、
10日諮問会合後代表代理会議を開催(フョ
ト、賀陽頼長)

1. 当方より準備委員会における記録につき
(イ) 代表会議には速記者を置き諮問代表会
議と同様の方式により全文速記のほか
サマリーを作成しサマリーについては
代表代理が内容確認の爲署名する。
(ロ) 代理会議は速記者を置きサマリーを作
成する。
(ハ) 山委員会については今後検討するも各

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
エレメントに於て自主的にサマリーを
作成することが實際的と考えられる。
とのラインで合意しておくことが望まし
い旨を提案し米琉側もこれに同意する旨
述べた。

2. 合同事務局及び共同経費の問題について
は作業小委員会より一案(貴電米北一才
4号による我方修正案を基礎とせるもの)
の提示を受けたのでこれを次回会合に於
て改めて討議することとした。

3. プレプコム作業計画及び小委員会の設
置についての作業は(グレイン、エクスサ
サイズ)右の形で続行する事を確認した。

4. 次回ハ、ショット、頼長の状況も考慮し17
日諮問委定例会議終了後行うこととし次
回よりは正式会合とし必要に応じ各立レ

-2-

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

同意した。

- 2. 準備要次団合会に備之行なうア
ワーキングプログラム及サブコ
ミテの設置等についてはコンコムによる
原則と施針の決定を待たねばならぬと
して、ブレインクワサス(は当地)
でも継続すべきことを確認した。
- 3. 会議室増設に関し、委員会として
検討せしめろことに合意を見た。
- 4. 次回はシヨット帰任後の23日の予定。

- 2 -

ソカヒ 万大 傳販

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

887

電信写

大政事外務省
事務次官 典房
官官官審審長長
官官官審審長長
官官官審審長長
官官官審審長長

総番号(TA) 94/6
70年4月23日 19時35分 十ハ 発着 米比
70年4月24日 10時45分 本省 着 米比

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会談

準エ17号 平

往電エ12号に關し

1. 23日、代理会談を開催、合同事務局
および合同全費につきそれぞれ小委員案
(前者については電エ4号のテキスト
のオス項の後段に「必要がある場合に準
備委員会の合意に基づいて採用されたも
の」と加えたもの。後者については往信
エ2号送付のテキスト中、米側としては
る会計年度に跨がる支出とすることを念
のためオス項に追記せよることが主(修正
案)と審談し、オス同代表会談まで余裕

ア 参地中東
長 北東西
参北北西
中東
参西東
西東
近ア長 参近ア
長 次総経国万
長 参實統国
長 参政技二
長 参政経科
長 参道内外
長 参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

もあるので、字句上の調整を継続することとした。(テキストについては審判状況に応じ適宜追送する)

2. ショットより「原則」と「指針」が公表されたので、作業計画および小委員会設置についての現地作業を本格化すべきことを示唆したので、瀘陽よりG.O.J.エレメントとしては、更に具体的な指示が東京より接収することが予想されるが、「原則」「指針」においては準備委が優先的に取り上げるべき課題を明らかにしており、右を勘案しつつ数個の小委員会の守備範囲の概要と確定することなどにより作業の進行を図りうるものと思う旨述べた。(本日午後、右に関する作業小委員会を開催する予定)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. ショットより、諸般の情勢から次回代表会談(5月6日)と若干延期する必要があると指摘したが、当面はしばらくそのままで状況を見ることとした。

4. 次回は明日24日の予定。

(3)

万六
 大蔵省
 事務次長
 巨官真審審長
 総人電厚計
 文一管給
 参調折企
 参領旅移
 地中東
 長 北 西
 参北北保
 中南
 参西東洋
 西察
 近丁長
 参近ア
 次総経国万
 長経協
 参政技二
 国一理
 参条規
 長国
 参政経科
 軍社専
 長情長文長
 参道内外
 一一

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 (T.A.)
 70年4月24日 18時5分 本 省 米
 70年4月24日 20時00分 本 省 米
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議 (秘扱)
 準第18号
 往電第12号に關し
 24日代理会議を開催、合同事務局の
 合同各費の一般原則に關する案文上
 字句上の調整を行なった。合意案文
 テキストを造。
 2. 「作業計画」及び「小委員会設置」に關しは
 別電第19号の作業委員会作成の試案
 をレクチャーした。高瀬長代理より本案は
 概ね G.R.I. の方針に合致する旨を

秘

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
 作業計画
 このものは712は現段階では立案が
 しも容易でないことは了解され、米側
 代表会議のためには、ジョナルステ
 ントの形式のものを1案と用意する
 と希望し、米側で一致した上で更に作業
 進行することとした。
 2. フォル オナーの問題に712はシ
 ョットより2
 日9次回会合に米側の具体的な考
 考と提示する旨を発言があった。
 3. 上記試案に關して現段階において
 米側は荷分の儀、取りいそいで同示
 煩した。

大政事外外機官
 事務次長 典房
 長官 密審長 長計
 秘書長 官給
 国務大臣 参断折企
 参断旅移
 参断中東
 参断北東
 参断北北保
 参断西東
 参断西東
 参断近ア
 参断近ア
 参断経国万
 参断経国
 参断政技二
 参断国一理
 参断条協規
 参断政経科
 参断社専
 参断道内外
 参断文長

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

921
 電信写
 総番号 (TA) 19549
 70年4月24日21時00分 主 管 八 番 米比
 70年4月25日00時39分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会作業計画および小委員会試案
 洋文19号 平

1. THE WORK GROUP RECOMMENDS THAT PROPCOM ESTABLISH THE FOLLOWING STANDING SUBCOMMITTEES: A. SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS B. SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA AGREEMENT C. SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS D. SUBCOMMITTEE FOR GENERAL AFFAIRS
 2. THE GENERAL AFFAIRS SUBCOMMITTEE WOULD HANDLE

外務省

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

921
 電信写
 総番号 (TA) 19549
 70年4月24日21時00分 主 管 八 番 米比
 70年4月25日00時39分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ALL ^{Propcom} PROPCOM/INTERNAL PROBLEMS. IT WOULD ALSO HANDLE CERTAIN MISCELLANEOUS PROBLEMS NOT COMING WITHIN THE PURVIEW OF THE OTHER STANDING SUBCOMMITTEES.
 3. WHILE SOME MISCELLANEOUS PROBLEMS WOULD BE ASSIGNED TO THE GENERAL AFFAIRS SUBCOMMITTEE, OTHER SUCH PROBLEMS MIGHT BECOME SO IMPORTANT AS TO REQUIRE THE ESTABLISHMENT OF ADDITIONAL STANDING SUBCOMMITTEES.
 OTHER MISCELLANEOUS PROBLEMS OF A SHORT-LIVED NATURE

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WOULD BE BETTER HANDLED BY ADHOC SUBCOMMITTEES.

4. THE WORK GROUP TOUCHED UPON THE QUESTION OF THE COMPOSITION OF THE SUBCOMMITTEES. HOWEVER, IT RECOGNIZED THAT IT WAS STILL TOO EARLY IN THE GAME TO MAKE SPECIFIC RECOMMENDATIONS AS TO SUBCOMMITTEE SIZE, ETC.

5. THE WORK GROUP ALSO DECIDED TO DEFER DISCUSSION OF A SPECIFIC WORK PROGRAM, PENDING THE GOJ'S ANTICIPATED RECEIPT OF INSTRUCTIONS FROM TOKYO.

6. FINALLY, THE WORK GROUP RECOMMENDS THAT THE THREE ITEMS LISTED IN PARAGRAPH 3 OF "PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION" BE HANDLED ON THE FOLLOWING LEVELS: A. SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT THROUGH THEIR RESPECTIVE REPRESENTATIVES INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION-SHOULD BE HANDLED BY THE THREE ALTERNATES.

B. COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION-EACH OF THE U S IN PREPCOM ELEMENT SHOULD DESIGNATE ONE OF ITS MEMBERS TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS.

-3-

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

C. PROVIDING FOR EFFECTIVE MEANS BY WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS, INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS, OF ^{Okina} ~~OKINAWA~~ CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION-SHOULD BE HANDLED BY THE INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS SUBCOMMITTEE.

(3)

丸の内電報局注・この電報は字数が誤っているおそれがあるため、同合せして取り直しので、差し直し、あしからず御了承ください。

-4-

大政事外外使官
 次次
 臣官高審審長長
 備給(厚併)
 文會常給
 参調折企
 参領旅移
 参地中東
 長北東西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 長西惠
 参帯近ア
 次編陸海防
 参領熱
 参政技二
 参一理
 参協備
 参政経務
 長軍社専
 参内外
 参二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

703

電信写

録番号(TA) 20232 主管
 70年4月28日20時15分 ナハ 発 務
 70年4月29日00時12分 本省 着 務
 外務大臣殿 高 稔 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議報告書案

準第21号 平

1. THE PREPARATORY COMMISSION (HEREINAFTER
 "COMMISSION") REPRESENTATIVES AND ADVISER AT THEIR
 FIRST MEETING ON 24 MARCH 1970 DIRECTED THEIR
 ALTERNATES TO DRAW UP A WORK PROGRAM, A SUGGESTED
 LIST OF SUB-COMMITTEES, AND A COMMON BUDGET. IN
 RESPONSE TO THIS DIRECTIVE, THE ALTERNATES HAVE
 STUDIED THE FOLLOWING MATTERS OF COMMON INTEREST.
 A. AN AGREED SET OF PRINCIPLES FOR THE BUDGET
 REQUIRED TO MEET COMMON EXPENSES IS AT TABLE A ?
 THE COMMISSION IS INVITED TO APPROVE THE BUDGET
 PRINCIPLES, ALTHOUGH THE GRI IS NOT OBLIGATED TO
 SHARE IN THE COMMON BUDGET BY THE EXCHANGE OF
 DIPLOMATIC NOTES ON 3 MARCH 1970, IT IS THE DESIRE
 OF THAT GOVERNMENT TO FURNISH A STAFF MEMBER TO
 SERVE IN THE JOINT SECRETARIAT AND TO PAY FOR THE

註

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ACTUAL COST OF THE UTILITIES AND EXPENDABLE MATERIALS
 USED BY THEIR ELEMENT. THE ALTERNATES WILL SUBMIT
 A FINAL BUDGET TO THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION.
 B. "ORGANIZATION AND DUTIES OF THE JOINT
 SECRETARIAT" ARE AT TABLE B. APPROVAL OF THESE BY
 THE COMMISSION IS INVITED.
 2. IN LINE WITH THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES
 FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE
 FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION"
 ANNOUNCED BY THE CONSULTATIVE COMMITTEE IN TOKYO
 ON 21 APRIL 1970, A. THE FOLLOWING SUB-COMMITTEES
 HAVE BEEN AGREED TO:
 (1) SUB-COMMITTED FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC
 AFFAIRS. 永年電信
 (2) SUB-COMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR
 TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS. 福政行移転準備
 (3) SUB-COMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE
 APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA AGREEMENT 知(注協適用件)
 (NEGOTIATIONS ARE UNDERWAY IN TOKYO ON THIS ITEM),
 AND (4) SUB-COMMITTEE FOR GENERAL AFFAIRS. 領初
 THE ALTERNATES INVITE APPROVAL OF THIS LIST OF
 STANDING SUB-COMMITTEES. MOREOVER, THE ALTERNATES
 REQUEST AUTHORITY TO APPOINT AND DISBAND SUCH

一之

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ADDITIONAL ADHOC SUBCOMMITTEE AS MAY BE REQUIRED BY DEVELOPMENTS. IT IS ASSUMED THAT THE NATURE OF THE PLANNING FOR THE TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN WILL REQUIRE ADDITIONAL SUBCOMMITTEES FOR LIMITED PERIODS OF TIME.

B. TO CARRY OUT PERTINENT PROVISIONS OF THE 'PRINCIPLES AND GUIDELINES' THE FOLLOWING AGREEMENTS HAVE BEEN REACHED (1) THE THREE ALTERNATES WILL COORDINATE THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

(2) EACH COMMISSION ELEMENT WILL DESIGNATE A REPRESENTATIVE TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS TO COORDINATE INFORMATION GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

(3) THE GOJ AND USG ELEMENTS WILL EACH APPOINT ONE OFFICIAL THROUGH WHOM NON-RYUKYUAN RESIDENTS INCLUDING BUSINESSMEN AND OFFICIALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION.

-3-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. THE DRAWING UP OF A CWRK PROGRAM IS NOW BEGINNING IN KEEPING WITH THE SUBSTANCE OF THE 'PRINCIPLES AND GUIDELINES...' IT IS AGREED THAT THE RESPECTIVE SUB-COMMITTEES WILL PROCEED TO IDENTIFY PROBLEMS TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO THE GOVERNMENT OF JAPAN AND TO DEVISE MEASURES TO SOLVE THESE PROBLEMS. EXTENSIVE COORDINATION AMONG THE THREE GOVERNMENTS WILL BE REQUIRED BEFORE THIS CAN BE ACCOMPLISHED. LISTS WILL HAVE TO BE PREPARED AND COMPARED ON BOTH THE SUBSTANCE AND THE TIMING OF THE TRANSFER OF THESE ADMINISTRATIVE RIGHTS. UNDER THESE CIRCUMSTANCES, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT THEY BE DIRECTED BY THE COMMISSION TO PROCEED EXPEDITIOUSLY: A. TO FORMULATE PLANS FOR CARRYING OUT THE SUBSTANCE OF THE 'PRINCIPLES AND GUIDELINES...' B. AS SUBSEQUENT DEVELOPMENTS REQUIRE, TO TACKLE SUCH PROBLEMS AS MAY FALL WITHIN THE PURVIEW OF THE COMMISSION. C. TO SUBMIT A PROGRESS REPORT ON THESE PLANS AND PROBLEMS AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION.

4. IT IS RECOGNIZED THAT THERE HAS BEEN WIDESPREAD APPRECIATION OF THE 47 RECOMMENDATIONS MADE BY THE ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE

-4-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

RYUKYU ISLAND. AND THE ALTERNATES UNITE TO EXPRESS THEIR URGENT HOPE THAT THREE GOVERNMENTS CONCERNED WILL DRAW UPON THEIR RESPECTIVE RESOURCES TO ENSURE FURTHER EFFECTIVE IMPLEMENTATION OF THESE RECOMMENDATIONS.

5. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED BY THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME. THE ALTERNATES ALSO RECOMMEND THAT COPY OF THIS REPORT BE FORWARDED BY THE JOINT SECRETARIAT TO THE CONCOM. TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THIS MEETING.

(7)

88%, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 (平)	総第 23212 号
第 24 号	※昭和 年 月 日 時 分 発	45.4.28 22.27
大至急 (至急) 普通 LTF	※発電係	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ北米才一課 起案 昭和45年4月28日 起案者 有田 電話番号 446
--	-------------------------------	--

協議先	条約局長 参事官 条約課長 法規課長 23	返送 4/30
-----	--------------------------------	---------

在 那 覇 高瀬 大使 総領事	臨時代理大使 あて 愛知 大臣 発 代理
-----------------------	----------------------------

電 報 在 那 覇 件名	大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて
--------------------	------------------------

件名 経済委員会代理会議

貴電準才18号及び準才19号に準じ、
(貴電準才19号に準じ)

1. 小委員会設置については、差し支えない。
2. (1) 作業計画については、是の本省の
確定的な考案を通報するが、

電信課長

写 済

28 173
25

(※印刷内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

準備委員会にかんして今後の作業を
計画的に行なうため、本分前記4.9
各小委員会にかんして取りあがるべき
事項につき、米の現地との協同利
断される復帰前に解決すべき問題、
(1) 右の問題の解決に資するため、
現地の行政機関の調査及び米端
面での行政の資料入手等の作業を
確定し、かつ必要最小限の作業を
先順位を付するに努むるべしと
申すこと、上記の点を踏まえて貴代
表事務所にかんして十分検討し、米側との
協議の上結果を報告すること。

(2) 右の各小委員会にかんして今後の作業計画
(作業計画の進め方については、
1) 当分にかんして関係各府と協議の

GB-3

外務省

上、日米例の場合から其の今後の日
米交渉の^{（照会）}問題となるべき事項（通
関協定上の問題及び復帰準備の
一環として復帰前に処理すべき由
題の双方を含む）を洗い出し、各
の事項につき、(i) 日米交渉上の^{（相配）}問題
及び (ii) 日米交渉準備の^{（相配）}大々行
なすべき調査、資料収集等、作業
を明らかにし、
 ④ 右作業の結果を踏まえて米例と
 問題点を突き合せ（米例も独自の
 問題点を洗い出しを認め、互に模範）
 ⑤ その中から準備委員会に処理さ
 べきものを確定し何と何を考之、
 目下上記①の作業を進めよう。

しかしながら本件作業には^{相当}米
側の時日を要するに、その間^{（所）}査代
表部^{（所）}に於いても沖縄現地の立場か
ら上記①の作業を進めるに1か
2べしと判断する次第であり、この
いつを意見あるは回答ありたい。
 3. 本外冒険者番号19号の6Aに
 4. 経済小委員会（構成、11月11日
 5. するに必要か、以て現会議の終了後、
 経済小委員会にて布告

い(得子)弾力性を持たすこと1か
べいと考じたり、6Bのついで、
総務小委員会が調整の中核となり
場合により、その他小委員会
は要な情報収集活動の調整を
行なうべきことと了解するが、
この案のついで、従来の米側との話し
合いの格りつた回答ありぬ。

(丁)

GB-3

外務省

(回覧番号 881) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の表示)	符号表示	総第 23213 号
平文	暗 略 平	昭和 年 月 日 時 分 秒
第 23 号		45.4.28 22.27
大至急・至急・普通・LTF		発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 酒房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和45年4月28日 起案者 電話番号 446
---	-------------------------------	--

協環先	条約局長 参事官 条約課長 法規課長	報告書 4/22
-----	-----------------------------	-------------

在 那 高 級 大 使 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務大臣 発
--------------------	--------------	-----------

電 報 在 大 使 総領事	臨時代理大使 代理	あて
------------------	--------------	----

件名 講義委員会
代理会議

往電米北1準才24号の件
1. 5月6日に予定される準備委員会
の件は、同委員会に付了討議の
格りは、右のとおり、同日を考慮
し、右のとおり、右以外に責任を付す

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

28 172
90

写
済

討議するにしようとしておられる
から回答あります。

(1) 小委員会設置

(2) 作業計画の概要 (冒頭経緯 2(1)参照)

(3) 調査委員会、廃止に伴う調査委員
の報告の取扱い。

(4) 合同事務局の構成及び共通事務の
分担方法

2. 右各項目の検討に際し、上記諸項

目につきはるかに心遣い賜う。

説明に際して今後のおかれようとする

こと等につきましては、この機会に意見を

お寄せ願います。

(3)